

報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

損害賠償額の決定について

市有施設の管理の瑕疵に基づく物損事故に関し、市の義務に属する損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額 200,000円

相手方 小松島市田野町在住の女性

事故発生年月日 平成30年9月4日

事故発生場所 小松島市坂野町字根上り

事故の概要

平成30年台風第21号の影響により、解体予定であった旧坂野中学校の屋上アスファルト防水が飛散し、相手方所有の車両に損傷を与えたもの。

平成30年11月30日 専決第17号

小松島市長 濱田 保徳